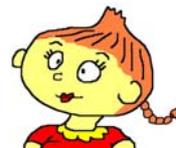


# 平成21年度 **税制改正** しながわの 区税だより

第5号(臨時号)  
品川区税務課発行  
平成21年2月15日  
代表電話 (3777)1111

住民税の納税は  
便利な  
口座振替を!



## 公的年金からの住民税の特別徴収制度(天引き)が始まります

### ● 制度導入の経緯

今後の高齢化社会の進展に伴い、公的年金を受給するお年寄りが増加することが予想されます。そこで高齢者である公的年金受給者の納税の便宜を図るとともに、区市町村における徴収の効率化をはかる観点から、個人住民税の公的年金の特別徴収制度(公的年金からの天引き)を導入するものです。

### ● 制度の概要

☆ 特別徴収の対象者……65歳以上の老齢基礎年金、厚生老齢年金、退職共済年金等の受給者  
個人住民税の納税義務者のうち、前年中に公的年金の支払を受けた方で、平成21年4月1日において国民年金法に基づく老齢基礎年金等の支払を受けている方が対象となります。

ただし次の場合は特別徴収の対象外となります。

- ①平成21年1月2日以降に品川区から転出された方
- ②老齢基礎年金等の支払の年額が18万円未満の方
- ③品川区の行う介護保険の特別徴収対象者でない方
- ④個人住民税の特別徴収額が老齢基礎年金等の年額を超える方



裏面もご覧ください

## 個人住民税の寄附金税制がかわりました

### ● 寄附金税制が大幅に拡充されました

「ふるさと」に対し貢献または応援をしたいという思いを実現する観点から、個人住民税の都道府県・区市町村に対する寄附金税制が拡充されました。

主な改正点は

- ・控除方式が所得控除方式から税額控除方式に変わりました。
- ・改正後は5,000円を超える部分について、一定の限度まで所得税と合わせて全額控除されます。(所得金額や所得控除額などにより、全額控除にならない場合がありますのでご注意ください。)
- ・控除対象限度額が総所得金額等(※)の25%から30%になりました。

※総所得金額等とは、サラリーマンの場合、給与収入から給与所得控除額を控除した金額、年金受給者の場合は、年金収入から公的年金等控除額を控除した金額を言います。

☆所得税は寄附を行った年分の所得税から控除され、住民税は寄附を行った年の翌年分の住民税から控除されます。

### ● 寄附金控除を受けるには所得税の確定申告が必要です

個人住民税の寄附金控除を受けるためには、毎年1月1日から12月31日までに行った寄附について、翌年3月15日までに最寄の税務署に所得税の確定申告を行っていただく必要があります。その際、寄附先などからもらった領収書等を添付する必要がありますので、ご注意ください。

### イメージ



## 証券税制が改正されます

### ● 上場株式等の譲渡所得等の10%の軽減税率が廃止されます

上場株式等の譲渡所得等の税率については、平成20年12月31日をもって、10%（所得税7%、住民税3%）の軽減税率が廃止され、平成21年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）になります。

ただし、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間（2年間）、その年分の上場株式等に係る譲渡所得のうち500万円以下の部分については、10%（所得税7%、住民税3%）の軽減税率が適用されます。

### ● 上場株式等の配当等の10%の軽減税率が廃止されます

上場株式等の配当等の源泉徴収税率（特別徴収税率）については、平成20年12月31日をもって、10%（所得税7%、住民税3%）軽減税率が廃止され、平成21年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）になります。

ただし、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間（2年間）に支払を受けるべき上場株式等の配当等（大口株主が支払いを受けるものを除く）に対する源泉徴収税率（特別徴収税率）は10%（所得税7%、住民税3%）の軽減税率が適用されます。

### 上場株式等の特例措置

年間の合計額	税 率
譲渡所得等の合計額が500万円以下の部分	10%（所得税7%、住民税3%）
配当所得の合計額が100万円以下の部分	



## その他の改正

- 住宅ローン特別控除の申告書の提出期限に係る宥恕規定の整備
- 肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例
- エンジェル税制に係る譲渡所得等の課税の特例の廃止
- 公益法人等に係る課税の特例
- 特定上場株式等に係る譲渡所得の非課税制度の廃止
- 医療費控除に特定保険指導の追加

くわしくは税務課課税担当まで、おたずねください。

## 住民税の納税は 便利な口座振替を！

手続きの方法は税務課 納税推進担当  
TEL(03)5742-6669 まで



品川区のホームページ <http://www.city.shinagawa.tokyo.jp/>  
総務省のホームページ <http://www.soumu.go.jp/> もあわせてご覧ください。

### 【お問合わせ先】

品川区役所税務課 課税担当  
TEL(03)5742-6662～6